～新型コロナウイルスにおける就労継続支援事業所や

就労移行支援事業所の在宅利用の考え方について～

標記の件について、４月６日付けで富谷市としての取扱いについて、掲載しておりましたが、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取り扱い等について（第４報）」（令和２年４月１３日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が発出されたことを受け、改めて富谷市としての取り扱いについて、下記のとおりとしますので、事業者のみなさまにおかれましては、ご参照いただくようお願い致します。

〈在宅において利用する場合の支援について〉

　通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、①～⑥の要件を満たした場合、報酬の算定を認めます。

1. サービス利用前に、在宅利用に係ること（以下4点）を市に届出すること。

・通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと考えられる理由。

・在宅利用者が行う作業内容、訓練等の内容。

・利用者への説明経過及び利用者の希望内容。

・本来の通所予定日。

※任意様式で構いません。内容が分かれば1つの文書にまとまっていなくても受付けます。また、届出様式を作成しましたので、ご活用ください。

1. 1日2回以上は活動内容に係る連絡、助言又は進捗状況の確認を行うこと。
2. 毎回日報を作成すること。
3. 緊急時の対応を行うこと。
4. 週に1回、事業所職員による訪問や電話等又は在宅利用者による通所により訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。
5. 国保連請求の際、市へ在宅利用の実績（以下3点）を報告すること。

・利用した日付

・毎回、連絡等を2回以上行ったことが分かるもの

・毎回、日報を作成したことが分かるもの

・訓練目標に対する達成度の評価を行った日付が分かるもの。

※任意様式で構いません。内容が分かれば1つの文書にまとまっていなくても受付けます。また、実績様式を作成しましたので、ご活用ください。

〈標準利用期間について〉

　標準利用期間（２年間）の終了を迎える利用者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことによりサービスの利用継続が必要であると認められる場合において、今般の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、臨時的な取扱いとして、最大１年間までの範囲内で更新することを可能とします。

（標準利用期間１回を更新し、３年目を迎えている利用者についても更新を可能とします。）

　なお、この場合においても市町村審査会の結果を経て決定されるものとなります。